

中山間地農業ルネッサンス事業

農山漁村振興課

中山間地農業ルネッサンス事業について

1 制度の概要

(1) 制度の目的

傾斜地などの条件不利地であるとともに、鳥獣被害の増加、高齢化、担い手不足等の厳しい状況に置かれている中山間地において、地域の豊かな自然や景観、気候、風土等の地域資源の維持・継承を図りつつ、棚田の景観等の中山間地の特色を活かした農業の展開による所得確保の促進を図る。

(2) 事業の概要

中山間地農業ルネッサンス事業の取組に係る「国の指針」に即し、複数の市町村単位で中山間地農業の振興を図る「地域別農業振興計画」を都道府県が策定、この計画に基づき、支援事業の優先採択が行われる。

(参考) 令和4年度予算額 国全体で407億円

2 関連事業

(1) 推進事業（中山間地農業推進対策）

地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等の支援に加え、収益力向上に向けた取組や棚田地域の保全・振興、事業間連携による相乗効果発現等の推進をモデル支援したり、農村型地域運営組織（農村RMO）の形成に対する取組を支援する。

- ① 中山間地農業ルネッサンス推進事業
- ② 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

(2) 支援事業（優先枠や優遇措置）

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援や地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向けた支援。

- ① 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
 - ② 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業
 - ③ 農業農村整備関係事業
 - ④ 集落営農活性化プロジェクト促進事業
 - ⑤ 持続的生産強化対策のうち果樹支援対策（未来型果樹農業等推進条件整備事業）
 - ⑥ 持続的生産強化対策のうち茶・薬用作物等支援対策
 - ⑦ みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマス産地消対策
 - ⑧ 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策等）
 - ⑨ 多面的機能支払交付金
 - ⑩ 環境保全型農業直接支払交付金
 - ⑪ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
 - ⑫ 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策（放牧活用型持続的畜産生産推進）
 - ⑬ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
- ### (3) 連携事業（中山間地限定事業）
- ① 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）
 - ② 中山間地域等直接支払交付金

3 地域別農業振興計画について

本事業による優先採択を受けるため、中山間地を有する市町村が策定した「将来ビジョン」を反映させた県計画として、事業推進体制や関連事業について取りまとめたもの。これまでの取り組みを踏まえ、令和4年1月更新。

(1) 東部地域

ア) 関係市町村

徳島市，鳴門市，小松島市，吉野川市，阿波市，勝浦町，上勝町，佐那河内村，神山町，板野町，上板町（11市町村）

イ) 取組内容

- ①地域の特色を活かした農業の展開
 - ・担い手確保・育成
 - ・中山間地域の気象条件を活かした農業生産
 - ・6次産業化への取組支援等
- ②都市農村交流や農村への移住・定住
 - ・農家民宿等の取組支援等
 - ・移住・定住の促進支援等
- ③地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承
 - ・農地等の地域保全管理の強化・充実
 - ・鳥獣対策の推進等

(2) 南部圏域

ア) 関係市町村

阿南市，那賀町，牟岐町，美波町，海陽町（5市町）

イ) 取組内容

- ①地域の特色を活かした農業の展開
 - ・新規就農者の育成・支援
 - ・ブランド産地を支える生産基盤の整備
 - ・スマート農業の推進・高収益作物の導入
 - ・木頭ゆず・阿波尾鶏等の輸出・販路拡大及び6次産業化の推進
- ②都市農村交流や農村への移住・定住
 - ・体験型教育旅行の取組
 - ・地域資源の掘り起こし等による農山漁村活性化に向けた支援
 - ・移住就農の推進
- ③地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承
 - ・水路等の地域資源の管理体制の強化
 - ・集落ぐるみで取り組む鳥獣害対策の推進等

(3) にし阿波地域

ア) 関係市町村

美馬市，三好市，つるぎ町，東みよし町（4市町）

イ) 取組内容

- ①地域の特色を活かした農林業の展開
 - ・担い手の確保育成
 - ・傾斜地農耕システムを活かした農業生産
 - ・農林産物の付加価値向上
 - ・雑穀や在来種の生産の継続等
- ②都市住民交流・外国人旅行者の受け入れ
 - ・農業・観光・食連携による滞在型（体験型）観光の推進
 - ・農泊の拡大等
 - ・移住定住の促進
- ③地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承
 - ・農地等の地域保全管理の強化・充実
 - ・鳥獣対策の推進等

中山間地農業ルネッサンス事業

地域別農業振興計画

東部地域

徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町、板野町、上板町

令和 4年 1月

徳島県

1.地域の概要

徳島県の東部地域は、吉野川や勝浦川などの沖積平野に市街地が形成され、東部は紀伊水道に臨み、西部は吉野川の川中島である「善入寺島」及び両岸に拓けた肥沃な平坦部と、四国山地並びに阿讃山脈の中山間地域で構成された自然豊かな地域である。

地域的には吉野川南岸下流域及び勝浦川流域の7市町村(徳島市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町)からなる徳島農業支援担当エリア、吉野川北岸下流域の3市町(鳴門市、板野町、上板町)からなる鳴門・藍住農業支援担当エリア、吉野川中流域の2市(吉野川市、阿波市)からなる吉野川農業支援担当エリアの3エリアに大別される。

徳島農業支援担当エリアは四国山地における中山間地特有の気候や傾斜地を利用し、スタチ、ユズ等香酸かんきつをはじめ、ミカン、ウメ、キウイフルーツ等の果樹、シンビジウム、花木、ヒオウギ等の花き、イチゴ、菜の花等の野菜の生産が行われ、上勝町では高齢者が中心となりつまものである「いりどり」の生産が行われている。、上板町をはじめ県東部地域では古くから酪農が盛んに行われている。

鳴門・藍住農業支援担当エリアは阿讃山脈の南面に形成された傾斜地の降雨量が少なく排水性のよい耕地を生かしたナシ、カキ、モモ、スタチ等の果樹、ブロッコリー、レタス等の野菜、特産品の阿波三盆糖の原料となるサトウキビの生産が行われている。また、阿波市や上板町をはじめ県東部地域では古くから酪農が盛んに行われており、堆肥の流通や飼料用米や稲WCSの利用など耕畜連携の取組も行われている。

吉野川農業支援担当エリアは吉野川南岸四国山地の山稜に囲まれた吉野川市旧美郷村では、ウメ、スタチ、ユズなどの果樹や、茶の生産が行われ、旧山川町では、高越山麓と吉野川、川田川に囲まれた山地側でブドウなど果樹、吉野川、川田川沿いの地域で水稲、野菜栽培が行われている。また吉野川北岸阿波市旧市場町、土成町、阿波町は阿讃山麓の急傾斜地を中心にブドウ、カキ、ウメ等果樹、緩傾斜地を中心に水稲をはじめ、レタス・ブロッコリー・ナスなど露地野菜及びトマト・ミニトマト・イチゴなどの施設野菜、シンビジウムなどの花きが生産されている。なお、両市の山間地を中心に、酪農、養鶏や養豚等畜産経営が行われている。

2.現状と課題

(1)対象となる地域の現状

担い手の減少と高齢化

様々な中山間地域対策を講じているが、依然として人口の減少に歯止めがかからず、県全体での農業経営体数は平成27年からの5年間で3,945経営体が減少し、令和2年は1,456経営体となった。また65歳以上が約70%占めている(農業センサス2020)。

一例を上げると、中山間地の基幹作物であるスタチ等の果樹栽培では、剪定・摘葉・摘果・収穫等の作業が短期間に集中し、多くの労力を要する。これらの作業は技術や効率性が求められるため、地域の生産者の高齢化や減少による労力不足は果樹産地の存続において、大きな課題となっている。

こだわりのある農産物の生産拡大

高齢者が点在する農地や地域資源を活用し、所得を確保している先進的な事例も少なくない。上勝町のつまもの、晩茶、花き、花木の生産、また、勝浦町のねぎ、菜の花、佐那河内村のいちごなど高品質な農産物を生産、出荷している。このように、地域に合った農産物を選択し栽培することが農業振興の上で重要である。

農産物直売所は、会員数が多く、多品目を取り揃え、来客数、売上げともに伸ばしている運営主体と、会員の高齢化や量販店等との競合で経営に苦慮している運営主体があるが、地域の農業者にとっては販売と情報発信の拠点となっている。

都市住民との交流

吉野川市美郷地域においては、以前から川田川での「ホタルまつり」や特産のウメの園地を巡る「梅祭り」などが行われてきた。また、平成20年には梅酒特区の認定を受け、現在5軒の製造所で地元産のウメを活用した梅酒づくりが実施され、「梅酒まつり」も行われている。また、ユズやスタチを使った加工品の製造・販売や、山間地の景観を活かした農家民宿の営業が行われるなど、地域全体での6次産業化が推進されている。

農地・水路・農道等の管理の低下

農地・水路・農道等の地域資源は、従来から農業者による共同管理がなされてきたが、施設の老朽化、農村集落の過疎化や農業者の高齢化により維持管理が行き届かなくなり、営農や景観の維持等に影響の出ている地域もある。また、農地においては傾斜地で営農条件が不利な地域では耕作放棄の進行も懸念される。

鳥獣被害の拡大

野生鳥獣による令和2年度の農作物被害額は、約4,557万円で、県下全体(9,102万円)の約50%を占めている。これは、「集落機能の低下」や「耕作放棄地」の増加等に伴い、山間地や山麓地域を中心に、農産物被害が深刻化し、経済的な損失に加えて、営農意欲の減退をもたらしている。

また、作物被害の多い鳥獣は、「イノシシ」「シカ」「サル」の順となっているが、今や、有害鳥獣による被害は、農林産物の被害だけではなく、住民の生活、安全を脅かす事態になっている。

里山林の荒廃

中山間地域の里山林は、地域における薪や炭などの燃料の供給はもとより、良好な景観、水源かん養、国土保全など重要な役割を果たす場所であった。しかしながら、中山間地での人口減少や生活様式の変化により、里山林が適切に維持・管理されない状況となり久しい。

東部地域における森林のうち、私有林の割合は約90%にのぼり、全国割合の55%を大きく上回る。また、私有林所有者総数20,597人のうち不在村森林所有者は4,218人と約20%で、その割合は増加傾向にある。このため、里山林の放置に伴う荒廃の進行は、全国と比べても早いことが予測される。

注：2年目以降は、前年度の事業実施状況も踏まえ作成するものとする。

2.現状と課題

(2)地域の課題

担い手の確保・育成

中山間地域の特性を活かした果樹・野菜生産や畜産など多様な経営が展開されている実態を踏まえ、認定農業者をはじめ、人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体など、次世代を担う青年農業者や新規就農者、さらに女性農業者など多様な担い手の育成を図る必要がある。

また、農業者の高齢化と農村の過疎化が進む中、労力不足により適期の作業が困難になっている。労力確保のために、農作業の新たな支援者とのマッチングやスキルアップへ対応するために農作業無料職業紹介のシステムを構築したが、これをさらに活用すること、また対象を拡大することが課題である。また、他地域、他産業からのUターン者など新たな担い手確保が重要である。

持続可能な農業生産活動の推進

安全で消費者が安心して購入することができる農産物の安定供給を続けるため、有機物を利用した土づくりや農薬・化学肥料の使用の低減に取り組む農業者（エコファーマー）の育成や、GAP（農業生産工程管理）の導入を支援することが求められる。

中山間地域の特性に応じた多様な農業の展開

過疎の進行する地域で特性を活かした農業生産を持続発展させるには、担い手の確保とともに農産物を有効活用した商品開発（6次産業化）などによる高付加価値化、さらには農家民宿、農業体験など中山間地ならではの景観や魅力を活かした都市と農村の交流を推進するなどの農家の所得向上と地域経済の維持につながる取り組みの拡大が重要である。

高齢者・新規就農者でも営農しやすい労働環境の改善

中山間地での農業では、栽培、運搬作業に加え、農地畦畔・法面や農道・水路法面、さらに周辺林地等の草刈りや水路の維持にも多大な労力を費やしている。このため、農地の耕作条件の改善や農道やかんがい施設の保全管理等の整備を行い、農業者の負担を軽減することが必要である。また、集出荷の合理化を図りつつ、農地中間管理機構を通じた担い手への農地集積・集約化や作業受委託、法人化・組織化による合理化も進める必要性がある。

農地・水路・農道等の管理体制の脆弱化

農地・水路・農道等の共同管理を行う農業者の減少や、高齢化が進み、適切な保全管理が困難となってきた。このため、水路や農道の劣化が進み、修繕工事が必要となる箇所も出てきている。一方で、多面的機能支払交付金を活用して、非農家を含めた管理体制を整えている地区においては、より体制を強化するため、旧市町村界の域を超えた連携、また、水系ごとの連携（上下流連携）等を望む声や意識も高まっている。

鳥獣被害防止対策の広域的な連携

集落ぐるみで学習会、集落環境の改善、防護柵の設置、捕獲などを総合的に、住民主体で継続して実施することが必要である。侵入防止柵等を整備したところでは一定の効果を上げているが、施設のメンテナンスが充分でなく効果が低下している事例も見受けられ、継続した支援が必要である。今後市町村境を超えた情報交換を進め、連携しつつ効果的な被害防止対策を講ずる必要がある。

里山林の維持・管理体制の見直し

従来、里山林は中山間地域に住む人々により、生活様式に合わせた利活用を通じて適切に維持・管理されていた。しかし近年では人口減少や過疎化が進行し、里山林の放置が散見されるようになった。

このため、従来の担い手である「里山林所有者」はもとより、「新たな枠組み」により里山林を維持・管理する体制の構築が必要である。

注：2年目以降は、前年度の事業実施状況も踏まえ作成するものとする。

3.課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針

目指す方向性

「活力と魅力にあふれた農山村の創出」を目標に、東部地域の特色ある地域条件を活かした農業生産基盤の強化を総合的に推進するとともに、地域ごとの克服すべき課題である、こだわりある農産物の生産拡大、多様な就業機会の創出、地域資源の維持などに対し、人や支援策を集中的に配置・実行して目標の実現を図る。

3. 課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針

(1) 地域の特色を活かした農業の展開

目指す将来の姿に向けた取組方針	具体的な取組
<p>担い手の確保・育成 中山間地域における他産業並みの収入を得られる認定農業者を確保・育成するため、農業経営改善計画の作成等に係る指導・助言を行うとともに、改善計画の実現に向けて、技術指導等を行う。また、認定新規就農者の営農定着を支援する。</p> <p>人・農地プラン並びに農地中間管理機構関連事業を活用して、効率的に農地を維持できるよう農地の集積・集約を推進する。また、労力不足を補完するためIT等を活用したスマート農業の導入についても検討する。</p> <p>中山間地域の自然条件を活かした農業生産 ウメ、ユズ、スタチ、ミカンなどの果樹をはじめ、菜の花、いも、阿波晩茶、ネギ、花木、イチゴなどの多彩な生産活動を支援する。また、環境保全型農業直接支払交付金により、地球温暖化防止や生物多様性保全など自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動を推進するとともに、環境に配慮した「こだわり農産物」を生産する農業者の取組みを支援する。</p> <p>6次産業化への取組支援 これまで行われてきたウメやユズ、スタチ等加工品をはじめ、新たな6次産業化の推進や、加工業者、小売業者等とのマッチングに向けた取組みを促進する。</p>	<p>農地中間管理事業 農業人材力強化総合支援事業 農山漁村振興交付金 産地生産基盤パワーアップ事業</p>

3.課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針

(2)都市農村交流や農村への移住・定住

目指す将来の姿に向けた取組方針	具体的な取組
<p>農家民宿等の取組促進 上勝町、神山町、吉野川市美郷地域をはじめ複数の市町において農家民宿や農業体験活動などの取組みが進んでいることから、県ホームページ等を活用したPRに努めるほか、県、市町村関係部局と連携を図りながら、新たな農家民宿開業希望者への支援を継続する。</p> <p>移住・定住の促進 東部地域管内の市町村役場で行われている移住・定住に向けた各種取組みに対し支援を行う。また、農村の魅力を経験してもらい都市と農村交流の推進を支援するとともに、Uターンなどによる他地域・他分野からの移住希望者にお試し移住の機会の提供や、就業の場づくりの支援を行う。</p>	<p>農山漁村振興交付金(農泊推進対策) 農山漁村未来創造事業(県)</p>

3. 課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針

(3) 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

目指す将来の姿に向けた取組方針	具体的な取組
<p>農地等の地域保全管理の強化・充実 中山間地域等直接支払制度を活用しつつ、中山間地域の持つ多面的機能の維持を図るとともに、農業生産の不利を是正し適正な農業生産活動を推進する。 また、多面的機能支払交付金を活用し、水路や農道等の保全管理体制を強化し、これらの地域資源を適切に管理を行う。</p> <p>鳥獣対策の推進 野生鳥獣の個体数増加によって農作物被害が拡大していることから、「緊急捕獲活動」や既存の侵入防止柵の強化等を行う等の集中的かつ効果的な被害防止対策の取組みを推進する。 市町村単位では鳥獣被害対策協議会が、集落単位では中山間地域等直接支払い協定集落等が対策の実施主体となるが、集落ぐるみでの取組みが必須であるため、集落の合意形成が図られるよう支援を行う。</p> <p>新たな枠組みによる里山林の維持・管理体制の構築 里山林の維持・管理が、市民活動や特定非営利活動など「新しい公共」の受け皿となるよう普及啓発を行うとともに、森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用し、里山林所有者はもとより地域住民や地域コミュニティ、特定非営利活動法人（NPO法人）など多様な主体による「新たな枠組み」で、里山林の維持・管理体制が構築されるよう支援する。</p>	<p>中山間地域等直接支払交付金 多面的機能支払交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金 とくしま農山漁村（ふるさと）応援し隊事業との協働 森林・山村多面的発揮対策交付金</p>

4.推進体制

中山間地農業の推進に当たっては、地域の農業者、住民の自主的な取組に加え、近年、地域の価値を認識し、旅行や体験等に訪れる人々など多様な主体が活動し、関与するようになってきている。しかしながら、多様化する中山間地の課題を地域の人々だけで解決するのは困難である。

このため、県、市町の行政は、地域段階で「東部地域中山間地農業振興チーム」、県全体を統括する「徳島県中山間地農業振興推進本部」を組織・設置し、JA、土地改良区、農業委員会、農地中間管理機構等とも連携して、地域の人々と協働で課題解決できるように支援を行っていく。

5.実施事業

(1) 推進事業

事業内容	事業実施主体	事業量	備考
農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)	徳島県	一式	

5.実施事業

(2) 支援事業

番号	事業内容	事業実施主体	事業量	対象となる農用地面積 (ha)	着工年度	完了年度(予定)	備考
1	農業農村整備関係事業	徳島県他	一式				
2	多面的機能支払交付金	徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、勝浦町、上勝町、神山町、板野町	一式	450.9			
3	環境保全型農業直接支払交付金	徳島市、小松島市、勝浦町、神山町、鳴門市、佐那河内村、上板町、吉野川市、阿波市、	一式	13.2	令和4年度	令和4年度	
4	鳥獣被害防止総合対策交付金	徳島市、小松島市、勝浦町、神山町、鳴門市、佐那河内村、上板町、吉野川市、阿波市	侵入防止柵等一式		令和4年度	令和4年度	
5	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	神山町	環境保全(里山)1団体		令和4年度	令和4年度	NPO法人グリーンバレー
6	機構集積協力金交付事業	徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、勝浦町、神山町、板野町、佐那河内村	一式		令和4年度	令和4年度	

注1:多面的機能支払交付金及び環境保全型農業直接支払交付金においては、事業実施主体を事業計画認定主体とする。

注2:適宜項目等を追加(修正)することや関係資料を添付することも可能とする

5.実施事業

(3) その他事業・連携事業

番号	事業内容	事業実施主体	事業量	実施期間	備考
1	中山間地域等直接支払交付金	徳島市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町、吉野川市、阿波市	一式	R2～R6	

添付資料

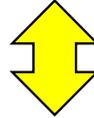
中山間地農業振興指針（平成29年3月1日付け28農振第1964号農村振興局長通知）に示す関係市町村の「将来ビジョン」を添付する。

<組織体制図>

県全体の総括

本庁：徳島県中山間地農業振興推進本部

有識者委員会：徳島県農林水産関係事業適正化委員会



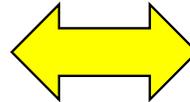
連絡調整、事例報告等

地域農業振興の実行組織

東部地域中山間地農業振興チーム

構成員：東部農林水産局
企画総務担当・農業支援担当
農村整備第一担当・農村整備
第二担当ほか
徳島市、鳴門市、小松島市、吉
野川市、阿波市、勝浦町、上勝
町、佐那河内村、神山町、石井
町、板野町、上板町
農林水産課担当ほか

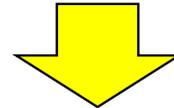
連絡調整・協力
(推進会議等の実施)



各種支援事業
協力団体等

- ・JA
- ・土地改良区
- ・農業委員会
- ・農地中間管理機構
- ・地域おこし協力隊
- ・市町村商工会
- ・市町村観光協会

集落の課題や意向、
取組事例



各種研修、専門家派遣に
よる指導

集落代表者、認定農業者（法人、個人）、集落営農、新規就農者、地域内外の加工・販売業者・旅行者等

中山間地農業ルネッサンス事業

地域別農業振興計画

徳島県南部圏域

阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町

令和 4年 1月

徳島県

1.地域の概要

南部圏域(阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町)は、徳島県の東南部に位置し、全面積は約1,500km²で県全体の36.2%を占めており、地域的には阿南市の阿南ブロック、那賀町的那賀ブロック、海部郡3町(牟岐町、美波町、海陽町)で構成される海部ブロックの3ブロックに大別され、販売農家戸数は、4,455戸(平成27年)で県全体の24.8%を、耕地面積は、7,053ha(平成27年)で県全体の23.4%を占めている。

また、平成27年(2015年)の「基幹的農業従事者数」は、3,820人と10年前に比べ1,695人減少し、このうち65歳以上の者が2,726人(71%)と高齢化が進んでいる。

2 .現状と課題

(1)対象となる地域の現状

海・山・川の豊かな自然と温暖な気候に恵まれた「南部圏域」では、農業が地域を支える主要産業となっている。

ブロック別に見ると、「阿南ブロック」では、豊かな田園地帯が広がり、冬期の多日照と温暖な気候を活かした、早掘りたけのこ、早期水稻栽培やキュウリ、ハウスみかん、ハウスすだち、洋ラン、チンゲンサイ、サンチュなどの施設栽培、トンネル洋ニンジン等の栽培が盛んに行われている。

また、「那賀ブロック」では、冷涼で気温の日較差の大きい特有の気象を活かし、ゆずやオモト、ケイトウなど地域特産品目では、日本有数の産地となっている。

特に、「木頭ゆず」では、平成26年度からはEU加盟国を中心に青果ゆずの海外輸出に取り組んでおり、県内初となる地理的表示保護制度(Gマーク)を活用した取組みの強化が望まれる。

さらに、地域の6次産業化企業が「木頭ゆずクラスター協議会」を結成し、木頭ゆずの6次化商品の開発・販売促進に取り組んでいる。さらには、国内大手流通企業と連携し、新たな加工商品の開発や全国展開を行っている。

次に、「海部ブロック」では、冬期の多日照と温暖な気候を活かしてキュウリ、キク、洋ラン、バラなどの施設栽培や、オクラ、菜の花、ブロッコリーなどの露地栽培が盛んであり、畜産についても阿波尾鶏の生産は、県下の約7割を占めている。

特に、「促成キュウリ」を核とし、移住就農による産地活性化を目指す「きゅうりタウン構想」の取組みについては、移住就農(ターン)が実現するなど地方創生の優良モデルとして全国から注目されている。

一方、中山間地におけるサル、イノシシ、シカなど野生鳥獣による農作物への被害は、南部圏域においても20年前頃から顕著になり、生息域の拡大と生息数の増加にともない被害は拡大傾向にある。

また、中山間地域における里山林は、少子高齢化に伴う過疎化の進行や生活様式の変化などにより適切に維持・管理されない状況にある。さらに、南部圏域では、計画対象民有林における竹林面積が、徳島県内の約45%を占めることから、里山における侵入竹や放置竹林が顕在化している。

注：2年目以降は、前年度の事業実施状況も踏まえ作成するものとする。

2.現状と課題

(2)地域の課題

南部圏域の新規就農者については、就農希望者はいるものの農地のマッチングや、栽培技術力不足により、定着が進んでいない傾向があり、地域の農家やJA及び行政が一体となって連携した取り組みが必要である。

また、新たな人材の確保や労働力不足を補うため、「移住フェア」等での就農希望者の確保や都市部の大学等と連携したインターンシップの実施、また、新規就農者の労働力をサポートする労力補完システムの構築が課題となっている。

また、輸入農産物の増加や消費者の低価格志向による価格低迷の問題、燃油価格の高騰などに対応するため、汎用性を持たせたほ場整備や農道・用排水路整備などの生産基盤の整備、キュウリ・トマト等を生産する次世代園芸技術の導入、Gマークをフル活用した木頭ゆずの輸出や、木頭ゆずに続く6次産業化の成功モデルの構築が必要となっている。

その他、特別栽培米や良食味米などの主食用米の生産推進に加えて、飼料用米栽培推進による米農家所得向上対策を行う必要がある。

さらに、就業人口の減少に加え、鳥獣被害により、生産意欲の減退だけでなく、生産を中止する例も多く、耕作放棄地の拡大が進み農村環境の景観の保全が出来なくなっていることから、農業・農村の多面的機能の維持に関する取り組みや集落ぐるみで取り組む鳥獣害対策が必要となっている。

また、農業は人が営む「ほんもの」の体験をする重要な場であり、農村を活用した体験型観光による交流や学習の機会の提供といった取り組みもさらに進める必要がある。

里山林は水源かん養、国土保全、木材をはじめとする林産物の供給など多面的な機能を有しており、その機能は中山間地域の住民のみが享受するものでなく、広く都市部に住む住民も享受している。このため、従来の担い手である「里山林所有者」はもとより、「新たな枠組み」により里山林を維持・管理する体制の構築が必要である。

注：2年目以降は、前年度の事業実施状況も踏まえ作成するものとする。

3.課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針 目指す方向性

海・山・川がそろった豊かな自然環境に根づいた南部圏域の基幹産業である農業を「もうかる農業」へと発展させていくために、次代を担う人材の育成・確保、生産基盤の整備、地域資源の維持・活用などを推進する。

3. 課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針

(1) 地域の特色を活かした農業の展開

目指す将来の姿に向けた取組方針	具体的な取組
<p>1) 新規就農者の育成・支援 地域農業を担う人材を育成していくため、中核的な農業者への支援のほか、新規就農者に対する給付金事業の活用や、農業技術力の向上を図るため、地域の農業者、JA及び行政が一体となった支援組織体制の整備、さらに就農誘致モデルの構築、農商工連携の取組支援等により、青年農業者や新規就農者を重点的に支援する。 また、人材確保や後継者、労働力不足を補うため、移住フェア等での就農希望者の確保や、県内外の大学生等を対象にしたインターンシップ、また職業紹介による労力補充の推進や集落営農組織の育成について取り組む。加えて、省力化技術の確立や農地中間管理機構関連事業を活用した農地集積を推進し、担い手を育成する。</p> <p>2) 海部きゅう塾」の取組み 海部郡の特産である促成きゅう栽培を核として地域活性化に取り組む「きゅうタウン構想」では、次代の産地を支えていく新規就農者を育成するため、JAや地域の篤農家と連携し、就農から定着まで一貫した実践的な指導を行うとともに、「海部きゅう塾」の修了生できゅう栽培を開始した新規就農者の栽培面・経営面のサポートを重点的に行う。</p> <p>3) プラント産地を支える生産基盤の整備 農業用排水施設や農道網などの生産基盤の整備を行い、優良農地を確保し、担い手への優良農地の集積を図ることや、農業水利施設の老朽化対策を実施し、農業用水の安定供給、良好な排水条件を維持・向上させ、農産物の生産性の向上を図る。</p> <p>4) スマート農業の推進・高収益作物の振興 施設キュウリ等の次世代施設園芸技術の高度化や中山間地に適したスマート農業の推進、プラント品目等の高収益作物の振興により、省力化対策・高品質安定生産を図り、新規参入や移住就農を推進する。</p> <p>5) 木頭ゆず 阿波尾鶏等の輸出、販路拡大、6次産業化の推進 木頭ゆずは、検疫条件の厳しいIEU向け青果輸出の取組みや6次産業化の推進により、販路開拓や需要創出が進み、産地の新たな活路を見いだしつつある。また、地理表示(GIマーク)をフル活用した輸出促進と国内外での展示会への出展及び産地PRの取組をさらに強化する。 また、「阿波尾鶏」の輸出拡大に向けて、「地域商社阿波ふうど」や関係機関との連携を図りながら、重点的な輸出先である香港での販売促進や他国・地域への販路拡大および南部地域で盛んな生乳生産基盤の強化を支援する。 その他、中山間地農業の振興に必要な6次産業化商品の開発と販売拡大に努める。</p> <p>6) プラント米等の取組 特別栽培や良食味米へのニーズが高まっていることから、阿南市の早場米(阿波美人)や、美波町の特別栽培米(乙姫米)、耕畜連携による「かいふエコ農産物」としての米(牟岐町ハナエチゼン、海陽町コシヒカリ)などについてプラント化を推進する。また、水稻の新技術の導入や米麦等の6次産業化を支援する。</p>	<p>「きゅうタウン」から広がる多様な人材発掘支援事業 人を育み、稔りを生む阿南・那賀モデル「農の里」づくり事業 農業農村整備関係事業 機構集積協力金交付事業</p>

3.課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針

(2)都市農村交流や農村への移住・定住

目指す将来の姿に向けた取組方針	具体的な取組
<p>1)体験型教育旅行の取組み 豊かな自然や農業の魅力を最大限に活用した「体験型教育旅行」は、地域活力の向上やにぎわいの創出を図るうえで重要な施策であることから、「南阿波よくばり体験推進協議会」等と連携し、人材の掘り起こしと育成や体験プログラムの設定、コーディネーターとしての体験受入等の調整、誘致に向けたPR活動の強化などについて取り組んでいく。</p> <p>2)農山村活性化に向けた支援 過疎化や高齢化に悩む農山漁村集落と、社会貢献・地域貢献の一環として農山漁村地域を応援したい企業・大学・NPOとの協働による農山漁村の活性化に係る活動を支援する。加えて地域資源の掘り起こしや特産品づくり、地産地消の推進に取り組む。</p> <p>3)移住就農の推進 地域が一体となった就農支援体制により、就農誘致や新規就農者の育成・支援を行うことで移住就農を推進し、地域を人材を確保する。</p>	<p>農山漁村振興交付金 とくしま農山漁村(ふるさと)応援し隊との協働活動 「きゅうりタウン」から広がる多様な人材発掘支援事業(再掲) 人を育み、稔りを生む阿南・那賀モデル「農の里」づくり事業(再掲)</p>

3. 課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針

(3) 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

目指す将来の姿に向けた取組方針	具体的な取組
<p>1) 水路等の地域資源の管理体制の強化 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮にあたり、農地・農業用水等の保全のための地域の共同活動により行われる取組みや、中山間地域等における農業生産活動を推進する取組み等を支援する。</p> <p>2) 資源循環型農業の推進 海部地域で生産される有機質肥料や堆肥を用いた循環型農業(かいふ版耕畜連携)を推進するため、関係機関と連携し、かいふエコ農産物の生産拡大や新品種への取組み、さらに、地域特産物の育成を行うほか、認知度向上と有利販売の実現に向け、地域イベント等でのPR活動や生産者団体の販売促進の支援を行う。また、県南部地域において生産された飼料用米を南部地域で飼養されている阿波尾鶏に給与する地域内流通を実施するため、飼料用米の栽培を推進する。また、地域の未利用資源の有効活用を進める。</p> <p>3) 集落ぐるみで取り組む鳥獣被害対策の推進 侵入防止柵の設置などのハード整備とモンキードッグ育成や緩衝帯の設置・捕獲などのソフト対策を組み合わせ、住民が主体となって集落全体で取り組む鳥獣被害対策を推進する。また、捕獲個体の利活用を推進する。</p> <p>4) 新たな枠組みによる里山林の維持・管理体制の構築 里山林の維持・管理が、市民活動や特定非営利活動など「新しい公共」の受け皿となるよう普及啓発を行うとともに、森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用し、里山林所有者はもとより地域住民や地域コミュニティ、特定非営利活動法人(NPO法人)など多様な主体による「新たな枠組み」で、里山林の維持・管理体制が構築されるよう支援する。</p>	<p>多面的機能支払交付金 環境保全型農業直接支払交付金</p>

4.推進体制

中山間地農業の推進に当たっては、地域の農業者、住民の自主的な取組に加え、近年、地域の価値を認識し、旅行や体験等に訪れる人々など多様な主体が活動し、関与するようになっている。

しかしながら、農業者の高齢化や鳥獣被害の深刻さが増している中、こうした地域の人々の努力だけでは課題解決は困難である。一方で、中山間地農業の振興に関わる県、市町の行政職員、JAや土地改良区等の団体職員による個別対応の範囲も、市町村の職員の減少や支店の統合等により限界がある。

このため、県、市町の行政は、地域段階で「南部地域中山間地農業振興チーム」、県全体を統括する「徳島県農林水産関係事業適正化委員会」を組織・設置し、JA、土地改良区、農業委員会、農地中間管理機構等とも連携して、地域の人々と課題解決のために戦略的に支援を行っていく。

1.南部圏域中山間地農業振興チーム

徳島県南部総合県民局に配置している中山間地域担当（阿南・美波農業支援担当、阿南農村整備担当、美波農村保全担当）を活用し、阿南市農林水産課、那賀町農業振興課、美波町産業振興課、牟岐町産業課、海陽町農林水産課と協力して「南部圏域中山間地農業振興チーム」を組織し、本庁に設置する「徳島県農林水産関係事業適正化委員会」と連絡・調整を図りつつ、地域の課題解決の促進を図る。

（主な役割）

- ・JAあなん、JAかいふや地域おこし協力隊等との課題や事例も活用した解決方法の話し合い
- ・南部圏域集落代表者会議（リーダー育成研修）の開催
- ・個々の集落の状況把握、話し合い等の活動促進
- ・集落説明会等の実施に係る連絡調整、専門職員の派遣による現地での指導・助言

2.徳島県農林水産関係事業適正化委員会

中山間地農業ルネッサンス事業を指導・推進する機能として、本庁に窓口（農山漁村振興課）の他、各支援事業担当部局担当により設置する。また、全県単位で専門知識を有する者を委員として設置されている「徳島県農林水産関係事業適正化委員会」に報告し、中山間地農業の充実・強化のための政策に反映する。

（主な役割）

- ・中国四国農政局の各支援事業担当部局、南部圏域中山間地農業振興チームとの連絡・調整
- ・中山間地農業ルネッサンス事業について、市町村、農業関係団体等への周知
- ・県内モデル活動事例の整理、市町村や県民への情報発信
- ・「徳島県農林水産関係事業適正化委員会」への報告・協議（地域将来ビジョン等）

5.実施事業

(1) 推進事業

事業内容	事業実施主体	事業量	備考
農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)	徳島県	推進事業一式	

5.実施事業

(2) 支援事業

番号	事業内容	事業実施主体	事業量	対象となる農用地面積 (ha)	着工年度	完了年度(予定)	備考
1	農業農村整備関係事業	徳島県、阿南市、那賀町、那賀川南岸土地改良区	一式				
2	多面的機能支払交付金	阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町	一式	982.4			
3	環境保全型農業直接支払交付金	阿南市、那賀町	一式		令和4年度	令和4年度	
4	機構集積協力金交付事業	阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町	一式		令和4年度	令和4年度	
5	農山漁村振興交付金	阿南市	地域活性化対策一式		令和2年度	令和5年度	
6	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	阿南市、那賀町、美波町、海陽町	環境保全(里山・山林) 森林機能強化ほか 15団体		令和4年度	令和4年度	羽ノ浦竹の会 ほか
7	鳥獣被害防止総合対策交付金	阿南市	一式		令和4年度	令和4年度	

注1:多面的機能支払交付金及び環境保全型農業直接支払交付金においては、事業実施主体を事業計画認定主体とする。

注2:適宜項目等を追加(修正)することや関係資料を添付することも可能とする

5.実施事業

(3) その他事業・連携事業

番号	事業内容	事業実施主体	事業量	実施期間	備考
1	中山間地域等直接支払交付金	阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町	一式	R2～R6	協定数 阿南市29協定 143ha 那賀町68協定 297ha 牟岐町8協定 101ha 美波町20協定 163ha 海陽町10協定 38ha

添付資料

中山間地農業振興指針（平成29年3月1日付け28農振第1964号農村振興局長通知）に示す関係市町村の「将来ビジョン」を添付する。

<組織体制図>

県全体の総括

本庁：徳島県中山間地農業振興推進本部

有識者委員会：徳島県農林水産関係事業適正化委員会

地域農業振興の実行組織

連絡調整、事例報告等

南部圏域中山間地農業振興チーム

構成員：徳島県南部総合県民局
阿南・美波農業支援担当
阿南農村整備担当
美波農村保全担当

阿南市農林水産課
那賀町農業振興課
牟岐町産業課
美波町産業振興課
海陽町農林水産課

各種支援事業
協力団体等

- ・JAあなん
- ・JAかいふ
- ・関係土地改良区
- ・農業委員会
- ・農地中間管理機構
- ・地域おこし協力隊
- ・南阿波よくばり体験推進協議会

連携・協力
(推進会議
等の実施)

集落の課題や意向、
取組事例

各種研修、専門家派遣に
よる指導

集落代表者、認定農業者(法人、個人)、集落営農、新規就農者、地域内外の加工・販売業者、旅行業者等

中山間地農業ルネッサンス事業

地域別農業振興計画

にし阿波地域

(美馬市、つるぎ町、三好市、東みよし町)

令和 4年 1月

徳島県

1.地域の概要

徳島県にし阿波地域は、剣山や吉野川をはじめとする豊かな自然や秘境祖谷、うだつの町並みなどの本県を代表する観光資源、半田そうめんや祖谷そばなど風土が育てた伝統的特産品等様々な優れた地域資源に加え、四国三県に接し高速道路や鉄道により四国の交通ネットワークの中心に位置するという地域特性を有している。

地域全体の人口は、令和2年国勢調査で72,997人、前回の平成27年から 7,965人、9.8% (県全体では 4.8%) となっている。

経営耕地総面積は、令和2年農林業センサスで1,383ha、1経営体当たりの経営耕地面積は0.7ha (県全体では1.1ha)と狭小であり、特に山間部を中心に、自給的農家や小規模な販売農家が、増加する野生鳥獣害に悩まされながら地域農業を支えている。洋にんじん、秋冬なす、ブロッコリー、レタス、ゆず、シンビジウム、いちご、タラノメなどが栽培されているほか、堆肥の流通や飼料用米、稲WCSの利用など耕畜連携の取組も行われるなど、中山間地域の特徴を活かした特色あるブランド産地づくりに努めている。

当地域は、「観光圏」「食と農の景勝地」「世界農業遺産」3つの認定を受けている日本で唯一の地域であり、農業・食・観光の関係者が連携した取り組みを推進している。

「観光圏」

平成20年に国土交通大臣から「観光圏整備法」による初回の認定を受け、平成25年には、全国6ヶ所、中四国で唯一、新制度による再認定を受け、更に、観光庁認定「広域観光周遊ルート」の2ルートが重なる要衝に位置付けられた。取組みの結果、外国人延べ宿泊客数は、平成23年の1,974人から令和元年には31,828人と、8年間で約16倍と飛躍的に増加したが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、3,633人と激減した。

「食と農の景勝地」

平成28年度に創設され、地域の伝統料理、それを支える急傾斜地農業の継承、古民家などの景観を組み合わせた「にし阿波・桃源郷」の実現」をビジョンとする取組が認定され、郷土料理、伝統芸能、急傾斜地農法などの地域に伝わる技術の継承、食材となるそばや雑穀などの生産振興、農業・観光・飲食業者の連携によるインバウンド向け商品のブランド化等を進めるとともに、農泊の育成・確保とインバウンドの受入態勢の整備を進めている。

「世界農業遺産」

平成30年3月に「にし阿波の傾斜地農耕システム」が世界農業遺産に認定された。傾斜地農業の保全・継承と地域の維持発展のため、関係団体と連携し「もつかる農業」への取組み、担い手の育成・確保、国内外への情報発信を推進している。

2.現状と課題

(1)対象となる地域の現状

担い手

圏域内の農業経営体は5年前に比べ農業経営体数は令和2年1,784経営体と平成27年から28.3%減少している。

女性だけの生産組織「かあちゃん野菜」が順調に拡大しており、農家の主婦が子育てや家事をしながら生産する「美馬のかあちゃん野菜」の取組みが売上げ1億円を目指し、メンバーや作付け拡大を図っている。

さらに、いちご、ブドウなどへの新規就農も見られる。

農産物の付加価値向上

急傾斜地など特別な地域で作られた農産物について、平成30年度に世界農業遺産ロゴマークを定め「世界農業遺産ブランド」認証を創設し、にし阿波で生産された農産物等の認知度向上や高付加価値化に取り組んでいる。

「にし阿波ビーフ」がハラルに対応した食肉加工処理施設を整備し、インドネシア等イスラム圏へ国産牛肉の輸出が可能となった。

地産地消・地域内流通

地元の農産物を販売する農産物直売所は、中山間地域の高齢農業者に活気を与え、売上は年々伸びている。

地域の30の直売所が「美馬・三好産直市連絡会」を組織し、連携した活動を実施している。

地域生産物の生産と利用拡大のため、県の認定制度の活用を推進している。

・「そらのそば協力店」：地域で栽培された在来の玄そばを使って生産・加工する「そば粉及びそば商品」を提供する40店舗

・「うまいよ！ジビエ料理店」：阿波地美栄処理衛生ガイドラインに基づく処理施設で適正に処理された、安全・安心なシカ肉等と県産食材を使用した料理を提供する24店舗

農林漁家民宿・体験型教育旅行の受入

平成10年から全国に先駆け、体験型教育旅行の受け入れを進め、平成29年度は、25校、2,594人を受け入れた。

農林漁家民宿30軒は、この受け入れ家庭が発展したものが大半であり、平成29年度は2,265人が宿泊し、そのうちインバウンドは399人。

地域住民や企業、移住者、NPO法人等が中心となり、廃校を活用し、地域活性化に役立てられている。

鳥獣被害と地域資源の維持管理

イノシシ、シカなど野生鳥獣による被害拡大は、作付け意欲の喪失にもつながる深刻な問題であり、獣種や地域により異なる対策を実施している。捕獲促進と捕獲鳥獣の有効活用として、県の認定を受けた食肉処理加工施設が、にし阿波地域で4か所稼働している。

また、「中山間地域直接支払制度」や、「多面的機能支払制度」を活用して、農業生産活動や農地等の維持保全活動に取り組まれている。

里山林の荒廃

にし阿波地域では、計画対象民有林のうち広葉樹面積が、徳島県内の約40%を占めており、従来より薪の生産が盛んであった。しかし、少子高齢化に伴う過疎化の進行や生活様式の変化など社会的要因により、徐々に薪の生産は減少するとともに、不在村森林所有者は増加傾向にあり、里山林が適切に維持・管理されない状況である。

注：2年目以降は、前年度の事業実施状況も踏まえ作成するものとする。

2.現状と課題

(2)地域の課題

担い手の確保

傾斜地農耕システムの継承のための担い手の確保が必要である。

高齢農家の思いに応えらるとともに、女性や若者の取組みの芽を如何に伸ばすかが課題である。

生活改善グループによる6次産業化や地域交流の取組が行われており、活動の拠点として廃校を活用している事例もある。また、体験型教育旅行の受入れも積極的に行っているが高齢化が課題。

農畜産物の付加価値向上

いちごや柿、夏秋なすやトマト、山菜、プロイラーなどの多彩な農畜産物のブランド化や特産品化を進め、もうかる農業を実現させる。

雑穀などの在来種の作物の販売方法の検討や6次産業化により、農業所得向上を図る。

農作物被害対策となる「阿波地美栄」、日本一の生産量JAS認定地鶏「阿波尾鶏」、イスラム圏への輸出が可能な「ハラル対応和牛」、LED夢酵母仕込みの「地酒」等の特産物の知名度の向上と販路拡大を図る。

地産地消・地域内流通

地域の農産物等を地域内の飲食店や宿泊施設、観光施設等で利用するための流通が望まれている。

農林漁家民宿・体験型教育旅行の受入農家の拡大

体験型教育旅行の受け入れを通して、農家に体験指導のノウハウが蓄積され、地域の「語り部」として役割を果たしている。しかし、こうしたことを知る世代の高齢化が進んでおり、若手人材の確保育成が急務となっている。

鳥獣被害対策と農地等の地域保全管理

獣種や地域により対策方法が異なることから、集落ごとに対応を考え、実施に向けて集落を取りまとめる「リーダーの育成」が必要である。

高品質のジビエを生産するためには専門的な加工処理技術が必要であり、定期的な研修を実施するなど、人材の育成と確保に取り組む必要があるとともに、販路拡大による販売先の確保、需給調整の施設整備など、獣肉処理を「業」として安定化させる必要がある。

また、高齢化の進行等により農地等の地域資源を保全管理する体制が弱体化しており、外部人材の活用等による強化が課題となっている。

里山林の維持・管理体制の見直し

従来、里山林は中山間地域に住む人々により、生活様式に合わせた利活用を通して適切に維持・管理されていた。しかし、近年では、少子高齢化に伴う人口減少や過疎化が進行し、里山林の放置が散見されるようになった。

一方、里山林は水源かん養、国土保全、木材をはじめとする林産物の供給など多面的な機能を有しており、その機能は中山間地域の住民のみが享受するものではなく、広く都市部に住む住民も享受している。

このため、従来の担い手である「里山林所有者」はもとより、「新たな枠組み」により里山林を維持・管理する体制の構築が必要である。

注：2年目以降は、前年度の事業実施状況も踏まえ作成するものとする。

3.課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針 目指す方向性

若い担い手が誇りをもって心豊かに暮らせる地域の創造を目標に、「観光圏」「食と農の景勝地」「世界農業遺産」のトリプル認定を最大限活かした地域経済活性化を図る。
この計画は、「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画（R3-6年度）」、「徳島県西部圏域振興計画（第4期）」に「阿波振興計画～（R元-4年度）」等、各種計画との整合性を図る。

3. 課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針

(1) 地域の特色を活かした農業の展開

目指す将来の姿に向けた取組方針	具体的な取組
<p>担い手の育成確保 傾斜地農耕システムや食文化等の知識・技術を継承するため、平成29年度に創設した「にし阿波・食と農の名人」認定制度を活用し、担い手を養成する。</p> <p>女性や高齢者がやりがいを感じる「かあちゃん野菜」の取組み等を促進するとともに、インバウンドとの交流や輸出を視野に入れた農業生産等により、若者にも魅力ある「山間農業の再生」を図る。</p> <p>人・農地プランや農地中間管理機構関連事業を活用して、農地の集積・集約を推進する。</p> <p>地域の気象条件を活かした農業生産 ごしゅいもやそばをはじめとした雑穀、いちごや柿、夏秋なすやトマト、山菜、プロイラーなどの多彩な農畜産物のブランド化や特産品化を進めるとともに、堆肥や飼料用米等の地域資源の有効活用を推進し、もうかる農業を実現させる。</p> <p>農林産物の付加価値向上 世界農業遺産ブランド認証の活用により、傾斜地で生産された農産物の差別化を図る。</p> <p>農業と観光の関係者の連携により、飲食店や宿泊施設、観光施設等での地域農産物の利用を促進する。</p> <p>「そらのそば協力店」、「うまいよ！ジビエ料理店」等、県の認定制度を活用した地域生産物の生産と利用拡大を図る。</p> <p>未利用木質バイオマス資源（切り捨て間伐材等）特用林産物（漆・三叉・果樹・広葉樹等）の利用を図る。</p> <p>雑穀や在来種の生産の継続 生産組織の育成と、省力化、新たな加工品の開発による生産拡大や高付加価値化に取り組む。</p>	<p>未来へ継承！「世界農業遺産」で繋ぐ持続可能な地域づくり事業</p>

3.課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針

(2)都市農村交流や農村への移住・定住

目指す将来の姿に向けた取組方針	具体的な取組
<p>農業・観光・食連携による滞在型(体験型)観光の推進 観光圏事業との連携、食と農の景勝地の情報発信を活用した取組みを推進する。</p> <p>「ウエイクボード2018年世界選手権大会」の評価を活かし、ツールドにし阿波、四国酒まつり、世界妖怪協会認定の怪フォーラムなどにおいて、外国人選手や観客をリピーターとし、また友人知人への情報発信などに繋がるよう「伝統食」や「農泊」での自然と一体となった暮らし体験等の仕掛けを行っていく。</p> <p>さらに、道の駅等の産直市や農家レストランにおいて、地域農産物や加工品の販売が促進されるよう関係者の連携を図る。”</p> <p>農泊の拡大 体験型教育旅行の受入農家を拡大し、農家との交流を推進する。</p> <p>一般社団法人そらの郷をはじめ、関係者との連携の体制を強化するとともに、各種補助制度を利用、積極的に推進する。</p> <p>さらに、農泊に取り組む農家のスキルアップ研修やアンケート分析等により、フォローアップを行い、農泊を農家の6次産業として推進する。</p> <p>移住定住の促進 多様な担い手のやる気と能力を活かした農業振興と、インバウンドを核とした観光振興との融合を図り、交流から関係人口・定住人口の拡大へとつなげる。</p>	<p>徳島・にし阿波」農泊・移住交流促進事業</p>

3. 課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針

(3) 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

目指す将来の姿に向けた取組方針	具体的な取組
<p>農地等の地域保全管理の強化・充実 人材や資金の外部サポートの活用を推進する。 中山間地域等直接支払交付金等の活用や、とくしま農山漁村(ふるさと)応援し隊との協働活動を促進し、農業生産と多面的機能の維持保全と活性化を図る。 さらに、多面的機能交付金を活用し、水路や農道等の保全管理を行う。 鳥獣対策の推進 集落ぐるみの対策が必要であるため、集落ごとの対応の検討や合意形成の支援を行う。 侵入防止柵の設置や、緊急捕獲活動により、野生鳥獣の個体数を抑制する。 また、捕獲促進と捕獲鳥獣の有効活用として稼働している加工処理施設の人材の育成と確保、販路拡大による販売先の確保等を推進する。 新たな枠組みによる里山林の維持・管理体制の構築 里山林の維持・管理が、市民活動や特定非営利活動など「新しい公共」の受け皿となるよう普及啓発を行うとともに、森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用し、里山林所有者はもとより地域住民や地域コミュニティ、特定非営利活動法人(NPO法人)など多様な主体による「新たな枠組み」で、里山林の維持・管理体制が構築されるよう支援する。</p>	<p>中山間地域等直接支払交付金 とくしま農山漁村(ふるさと)応援し隊との協働活動 鳥獣被害防止総合対策交付金</p>

4.推進体制

中山間地農業の推進に当たっては、地域の農業者、住民の自主的な取組に加え、近年、地域の価値を認識し、旅行や体験等に訪れる人々など多様な主体が活動し、関与するようになっている。

しかしながら、農業者の高齢化や鳥獣被害の深刻さが増している中、こうした地域の人々の努力だけでは課題解決は困難である。一方で、中山間地農業の振興に関わる県、市町の行政職員、JAや土地改良区等の団体職員による個別対応の範囲も、市町の職員の減少や支店の統合等により限界がある。

このため、県、市町の行政は、地域段階で「にし阿波地域中山間地農業振興チーム」、県全体を統括する「徳島県中山間地農業振興推進本部」を組織・設置し、JA、土地改良区、農業委員会、農地中間管理機構等とも連携して、地域の人々と課題解決のために戦略的に支援を行っていく。

1.にし阿波地域中山間地農業振興チーム

平成29年度より西部総合県民局農林水産部に配置している中山間地域担当（食農・企画担当、農業支援・にし阿波ブランド推進担当、農村保全担当）を活用し、美馬市農林課・観光交流課、三好市農林政策課・まるごと三好観光戦略課、つるぎ町産業経済課、東みよし町産業課と協力して「にし阿波地域中山間地農業振興チーム」を組織し、本庁に設置する「徳島県中山間地農業振興推進本部」と連絡・調整を図りつつ、地域の課題解決の促進を図る。

（主な役割）

- ・JA美馬、JA阿波みよしや地域おこし協力隊等との課題や事例も活用した解決方法の話し合い
- ・個々の集落の状況把握、話し合い等の活動促進
- ・集落説明会等の実施に係る連絡調整、専門職員の派遣による現地での指導・助言

2.徳島県中山間地農業振興推進本部

中山間地農業ルネッサンス事業を指導・推進する機能として、本庁に窓口（農林水産部農山漁村振興課）の他、各支援事業担当部局担当により設置する。また、全県単位で地域活性化団体や農業関係者団体等の関係者を委員として設置されている「徳島県農林水産関係事業適正化委員会」に報告し、中山間地農業の充実・強化のための政策に反映する。

（主な役割）

- ・中国四国農政局の各支援事業担当部局、「にし阿波地域中山間地農業振興チーム」との連絡・調整
- ・中山間地農業ルネッサンス事業について、市町村、農業関係団体等への周知
- ・県内モデル活動事例の整理、市町村や県民への情報発信
- ・「徳島県農林水産関係事業適正化委員会」への報告・協議（地域将来ビジョン等）

5.実施事業

(1) 推進事業

事業内容	事業実施主体	事業量	備考
農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)	徳島県	推進等一式	

5.実施事業

(2) 支援事業

番号	事業内容	事業実施主体	事業量	対象となる農用地面積 (ha)	着工年度	完了年度 (予定)	備考
1	農業農村整備関係事業	徳島県、三好市	一式				
2	多面的機能支払交付金	美馬市、三好市、つるぎ町	一式	573.9	令和4年度	令和4年度	(参考)令和3年度実績 美馬市180.4ha 三好市70.9ha つるぎ町322.6ha
3	環境保全型農業直接支払交付金	美馬市、つるぎ町	一式	11.8	令和4年度	令和4年度	(参考)令和3年度実績 美馬市1,151a つるぎ町30a
4	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	美馬市、つるぎ町、三好市	環境保全(里山)資源利用ほか 6団体		令和4年度	令和4年度	令和4年度 木屋平林友会 ほか
5	鳥獣被害防止総合対策交付金	美馬市	一式		令和4年度	令和4年度	
6	機構集積協力金交付事業	美馬市、つるぎ町、三好市、東みよし町	一式		令和4年度	令和4年度	

注1:多面的機能支払交付金及び環境保全型農業直接支払交付金においては、事業実施主体を事業計画認定主体とする。

注2:適宜項目等を追加(修正)することや関係資料を添付することも可能とする。

5.実施事業

(3) その他事業・連携事業

番号	事業内容	事業実施主体	事業量	実施期間	備考
	中山間地域等直接支払交付金	美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町	一式	R2～R6	協定数 美馬市 44協定 214ha 三好市 39協定 171ha つるぎ町 57協定 288ha 東みよし町 21協定 114ha

添付資料

中山間地農業振興指針（平成29年3月1日付け28農振第1964号農村振興局長通知）に示す関係市町村の「将来ビジョン」を添付する。

<組織体制図>

県全体の総括



地域農業振興の実行組織

連絡調整、事例報告等



にし阿波地域中山間地農業振興チーム

<構成員>

- 西部総合県民局農林水産部
 - 食農・企画担当
 - 農業支援・にし阿波ブランド推進担当
 - 農村保全担当
- 美馬市 農林課
- 観光課
- 三好市 農林政策課
- まるごと三好観光戦略課
- つるぎ町産業経済課
- 東みよし町産業課

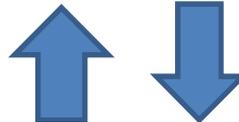
連携・協力



各種支援事業協力団体等

- ・JA
- ・有害鳥獣被害防止対策協議会
- ・土地改良区
- ・農業委員会
- ・農地中間管理機構
- ・地域おこし協力隊
- ・市町商工会
- ・市町観光協会
- ・一般社団法人そらの郷
- ・にし阿波～剣山吉野川観光圏協議会
- ・徳島剣山世界農業遺産推進協議会

集落の課題や意向、
取組事例



各種研修、
専門家派遣による指導

集落代表者、認定農業者（法人、個人）、集落営農、新規就農者、
地域内外の加工・販売業者、飲食店、宿泊施設、旅行業者等